

令和8年 8月27日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 増井 国光

本件について、見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1. 件 名 令和8年度無線局定期検査業務
※詳細については、別紙仕様書のとおり
2. 履行期限 令和8年10月13日
3. 履行場所 別紙仕様書のとおり
4. 見積書の提出期限 日時：令和8年9月9日（水）15時00分まで
日時・場所 場所：関東森林管理局 経理課 企画係
※郵便による提出を認める。
5. 提出書類 (1) 見積書
(見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入ください。)
(2) 下記8の資格を証明できる書類の写し
※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「＜件名＞見積書在中」と朱書きで記載 のうえ提出してください。
6. 契約の締結日 見積採用の日から7日以内
7. 契約条件等 別紙契約条件書のとおり
8. 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格の「役務の提供」において資格を有する者
9. その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ずご確認ください。
(2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
(3) 本契約に係る契約書の作成は省略します。

(担当：森林整備部 資源活用課 企画係)

(電話：027-210-1186)

別紙

仕様書

1. 業務概要

本業務は、埼玉森林管理事務所管内及び天竜森林管理署管内における無線基地局について、電波法第73条第1項に規定する定期検査を電波法第24条の2第1項の登録を受けた登録検査等事業者が行うものである。

2. 履行期限

令和8年10月13日

2. 業務内容

(1) 定期検査実施対象無線基地局

埼玉森林管理事務所 1局

天竜森林管理署 6局

無線局名（識別信号） 免許の番号	点検を実施する場所
えいりんちちぶ 関基第1029号	送受信所： 埼玉県秩父市大野原字下原491-1 埼玉森林管理事務所内
えいりんかどけた 海基第40823号	送受信所： 静岡県浜松市天竜区水窪町山住カワ 40-1 天竜森林管理署門桁休憩所内 通信所1： 静岡県浜松市天竜区春野町気田 380-2 天竜森林管理署京丸森林事務所内 通信所2： 静岡県浜松市浜名区中瀬 2663-1 天竜森林管理署内
えいりんきょうまる 海基第40132号	送受信所： 静岡県浜松市天竜区春野町気田 380-2 天竜森林管理署京丸森林事務所内 通信所1： 静岡県浜松市天竜区春野町気田 380-2 天竜森林管理署京丸森林事務所内 通信所2： 静岡県浜松市浜名区中瀬 2663-1 天竜森林管理署内
えいりんくまきり 海基第2194359号	送受信所： 静岡県浜松市天竜区春野町川上 357-7 熊切貯木場内 通信所1： 静岡県浜松市天竜区春野町気田 380-2 天竜森林管理署京丸森林事務所内

	通信所 2 : 静岡県浜松市浜名区中瀬 2663-1 天竜森林管理署内
えいりんせじり 海基第 41077 号	送受信所 : 静岡県浜松市天竜区龍山町瀬尻 432 天竜森林管理署瀬尻森林事務所詰所内 通信所 1 : 静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家 3281-5 天竜森林管理署水窪森林事務所内 通信所 2 : 静岡県浜松市浜名区中瀬 2663-1 天竜森林管理署内
えいりんてんりゅう 海基第 40323 号	送受信所 : 静岡県浜松市浜名区中瀬 2663-1 天竜森林管理署内
えいりんみさくぼ 海基第 40133 号	送受信所 : 静岡県浜松市天竜区水窪町地頭方 2261-1 水窪自然クラブセンター内 通信所 1 : 静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家 3281-5 天竜森林管理署水窪森林事務所内 通信所 2 : 静岡県浜松市浜名区中瀬 2663-1 天竜森林管理署内

(2) 無線基地局の定期点検を行い、点検結果通知書及び検査結果証明書を提出する

3. その他

本仕様書に記載なき事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

契 約 条 件 書 (役務)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は業務を履行完了したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって業務を完了したものとする。
甲は履行完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、履行期限内又は甲の指定した期限内に修正等を行い甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は履行期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに履行期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか履行期限までに業務を完了できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は業務を完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 業務完了後 1 年以内に契約物件にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。